

自殺対策推進会議
(第 12 回)
議事録

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

自殺対策推進会議（第12回）

議事次第

日 時：平成23年6月16日（木）10:00～11:51

場 所：中央合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

○自殺者数の推移について

○自殺総合対策大綱に基づく諸施策の進捗状況について

2. 閉 会

○樋口座長 おはようございます。まだ到着されてない方が2～3人いらっしゃいますけれども、時間になりましたので、ただいまより第12回「自殺対策推進会議」を開催したいと思います。

本日は蓮舫大臣にお越しいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○蓮舫大臣 おはようございます。大変お忙しい中、自殺対策推進会議にお集まりいただき、ありがとうございました。

言うまでもなく、我が国の自殺者数の高さというのを少しでも下げていきたい。救える命を少しでも多く救っていきたい。過去の政府も今の政府も、同じ思いで取り組んできているところでございます。13年連続3万人を超える自殺者数、また、今年の5月は前年同月に比べて非常に辛いことですが、プラス18%という数が報告をされております。

大綱ができて、その大綱に基づいて今日もお越しいただいておりますが、各府省も積極的に施策を講じていただいております。この3年間に講じていただいた施策をまさに今日から委員の皆様方にヒアリングをしていただいて、そして次回の大綱に向けてもっとどういふ施策が求められるのか、効率的という言葉が適切かどうかはわかりませんが、一人でも多くの命を救うために皆様方の知見、皆様方の御意見をいただき、是非積極的に御審議をいただいて、来年の大綱につなげていただければと改めてお願いをしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○樋口座長 ありがとうございました。

それでは、早速議事に入りたいと思います。本日は、最初に分析班の方から5月の自殺者数についての報告を受けた後に、自殺総合対策大綱に基づく諸施策の進捗状況について、各府省からのヒアリングを本日は第1回目ということで行うこととしております。

なお、前回の会議の最後のところで、委員の方から御質問等をいただいた事項のうちで、その場ですぐには答えられない、あるいは十分な資料が手元にない等々のことがあったものについて、次の会でというお話になっておりました。本日はそれを最後のところで、ヒアリングが終わった後に担当府省の方から回答を聞かせていただくことにいたします。

それでは、まず事務局から資料の確認をお願いいたします。

○安部参事官 お手元に「議事次第」という紙を配付しておりますが、その議事次第に書いております配付資料といたしまして、事務局が用意いたしました資料としまして、資料1「自殺者数の推移」から資料4「自殺総合対策大綱」まで4つがあります。あと、委員から提出された資料としまして「五十嵐委員提出資料」「斎藤委員提出資料」を配付しております。また、文科省から提出した資料がございます。参考資料としまして、先週金曜日に閣議決定されました自殺対策白書を置いております。

以上でございます。なければ事務局に言っていただけたらと思います。お願いいたします。

○樋口座長 よろしいでしょうか。資料の過不足がございましたらお申し出ください。

それでは、最初の議題でございます自殺者数の推移につきまして、経済社会総合研究所に置かれました分析班の方から御説明をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○市川総務部長 では、横長の資料1「自殺者数の推移」というタイトルの資料をごらんいただければと思っております。

まず、5月までの全国の自殺者数の推移、発見日ベースでございますが、今年のもは点線の▲の薄いものなんですけれども、**3,281**人と急増しております。先ほど大臣から御紹介があったとおりでございます。警察庁で月別の自殺者数を取り始めた平成**20**年以降で過去最高ということ、前年度比で**499**人増、**17.9%**増、前月と比べても**600**人以上増という状況でございます。

次のページを示していただきますと各都道府県別の増減率でございますが、左から秋田、栃木、奈良、和歌山、徳島、香川、熊本、沖縄、こういったところで**50%**以上増えているわけでございます。

3ページに移っていただきまして、全国の増加率が**18%**でございますが、それに各県が何%を占めているかというものを書いたグラフでございますけれども、ごらんいただくとわかりますが、埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県、福岡県といった大都市の占める影響がかなり大きい。6番目は一番右側の沖縄でございます。それと、全般的に上昇している状況が見てとれます。

現在、あとの2枚にあります都道府県別の合計しかございません。いずれ警察庁から男女別、年齢・階級別、職業別、原因・動機別などが解析できる個票データをいただきますので、それをいただいた段階で、早速解析する予定でございます。

とりあえず以上でございます。

○樋口座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして御質問等ございましたらお願いいたします。まだ数値だけでございまして、分析はこれからということのようでございますが、よろしゅうございましょうか。また後ほど何かございましたら御質問をお受けいたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日から始まりますヒアリングということでございまして、まず自殺総合対策大綱に基づく府省施策の進捗状況がどうなっているかということで、各府省の方から説明をお願いするわけでございます。総合対策大綱においては、自殺を予防するための当面の重点施策において具体的な施策が列挙されております。これはもう御承知のとおりでございますが、各府省にはこれに沿って進捗状況を確認してもらいまして、お手元の資料3の方にまとめてございます。これからいただきます説明は基本的に資料3の順番、すなわちこれが大綱に記述されている施策の項目順ということになります。

そういうことで進めてまいりたいと思っておりますが、本日はそのうちの「1. 自殺の実態を明らかにする」から「4. 心の健康づくりを進める」まででございます。まず、そこまで

についての報告をいただくということでございます。

それでは早速「1. 自殺の実態を明らかにする取組」のところからお願いをしたいと思います。頭は内閣府の方からお願いしたいと思います。

○安部参事官 では、資料3の1ページ目をごらんいただきたいと思います。

「1. 自殺の実態を明らかにする取組」の「(1) 実態解明のための調査の実施」の中の「内閣府」というところでございますが、内閣府といたしましては自殺に関する国民の意識を把握する等のため、平成19年5月にはこころの健康（自殺対策）に関する世論調査を実施したほか、平成20年2月には自殺対策に関する意識調査を実施しております。

19年5月の世論調査におきましては、例えばでございますけれども、自殺に関する関心度をはかる上で、国民に対しまして「自殺者数は年間3万人を超え、交通事故死者数と比較して4～5倍になっているということを知っていますか」と聞いたところ「知っている」という答えが66.4%、過半ではございますが、そのことについてすら知らないという方が33.6%という形で、3分の1を超える方がこのことについて知らないということになりました。

また、自殺に関する偏見の程度をはかる上で「自殺は覚悟の上の行為である」ということにつきまして「そう思う」と答えた方が58.3%、「自殺を口にする人は、本当は自殺しない」と思う人は50%という形で、なかなか正しい理解が進んでいないという実態が明らかになっているところでございます。

また、3つ目、4つ目の○にありますとおり、平成20年度、22年度におきまして、所要の調査を行ってきているところでございます。

3ページに飛びまして「(6) 既存資料の利活用の推進」警察庁さんに御協力をいただきまして、平成19年、20年につきましては警察署で別のデータをいただきまして、内閣府がとりまとめて公表したところでございます。また、21年分のデータにつきましては、市区町村別のデータをとりまとめて公表したということでございます。

22年4月からは、毎月、警察庁さんから市区町村別のデータを提供いただけるようになりまして、4～8月分までは内閣府の自殺対策推進室において「地域における自殺の基礎資料」としてとりまとめ、公表してきたところでございます。

推進室からは以上でございます。

○樋口座長 ありがとうございます。

申し遅れましたけれども、皆様からの御意見あるいは御質問をいただくのは「1. 自殺の実態を明らかにする取組」と、次の「2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組」この2つについて各省庁からの御説明をいただいた後に御質問の時間をとりたいと思います。そして残る3、4を後半に、また説明を受けたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは続けて、どうぞお願いいたします。今度は内閣府の分析班。

○市川総務部長 分析班でございます。1ページの真ん中の段にあります。先ほど御紹

介いたしましたように「警察庁から自殺に関するより詳細なデータの提供を受け、厚生労働省その他の関係機関の保有する自殺に関する統計データも含めて詳細な分析等を行い、その結果を順次公表することとした」ということでございます。

次が3ページ目の上から3つ目の四角でございますけれども、22年の9月分以降は経済社会総合研究所に警察庁さんの方から詳しい個票データをいただきまして、それで分析をするということで、22年9月、22年の年次のデータについては、都道府縣市町村別までの基礎資料を作成・公表しております。

以上でございます。

○樋口座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして厚労省の方から、よろしく願いいたします。

○厚生労働省 厚生労働省障害部でございます。資料3の1ページ目の部分、3つ目のところでございますが、実態解明のための調査の実施ということで、厚生労働科学研究の中で、こちらにございます研究を推進しております。こちらの研究の成果物を踏まえまして、自殺未遂者のケアのガイドラインを作成すること、あるいはそれに関するようなシンポジウムを開催することなどの活用をさせていただいております。

2ページ目をごらんください。「(2) 情報提供体制の充実の部分」では、自殺予防総合対策センターのウェブサイトやセンターの方でつくっていただきましたリーフレット、ブックレットなどを刊行、配布をさせていただいております。この点、補足があれば竹島センター長からも補足をしていただければと思います。

また「(3) 自殺未遂者、遺族等の実態及び支援方策についての調査の推進」「(5) うつ病等の精神疾患の病態解明及び診断・治療技術の開発」ということで、同様に厚生労働科学研究の研究班を編成いたしまして、例えばうつ病の部分で言いますと、うつ病の場合に特徴的な物質を検出する検査技術の開発につながるような研究などを、推進させていただいております。

4ページ目をごらんください。下の部分、自殺予防総合対策センターの取組みということで既存資料の利活用の推進の部分ですが、こちらにございますような人口動態調査に基づくデータの提供等を行っているところでございます。

以上でございます。

○樋口座長 ありがとうございます。

竹島センター長から何か補足はありますか。

○自殺予防総合対策センター まず、ウェブサイト「いきる」の方なんですけれども、今、月間で5万アクセスぐらいがございまして、大体、自殺対策に取り組む自治体とか関係団体の方からのアクセスでございます。

途中から「いきる・ささえる相談窓口」という相談窓口を設けまして、これがYahoo!JAPANの方から「死にたい」とか「自殺」とかいった言葉を入れた場合には、そのささえる相談窓口の方が表示されるようになっておりまして、夜間等にはその方のアク

セスが増えているという状況がございます。

○樋口座長 ありがとうございます。

それでは、次に進みたいと思います。今度は文科省です。

○文部科学省 文部科学省でございます。資料の2ページの「(4) 児童生徒の自殺予防についての調査の推進」について、御報告を申し上げます。

文部科学省では、「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を平成20年から実施しております。この会議では、残念ながら自殺が起きてしまった後に残された子どもや家族に対するケア、子どもの自殺の実態把握のための体制の整備をどう進めるか等について調査研究を行ってきました。

その成果として、本日お手元にもお配りしております緑のリーフレットとパンフレットでございますが、平成21年3月には「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」、22年3月には「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を作成し、各教育委員会、学校等に配布したところです。

直近では、児童生徒の自殺が起きたときの背景調査を実施する場合の指針等を盛り込んだ、調査研究協力者会議の22年度の審議のまとめを公表するとともに、都道府県・教育委員会等に発出したところです。

こういったことを踏まえ、残念ながら子どもの自殺等が起きたときに、背景調査を進めるときの手順や留意点などを通知として示して各都道府県教育委員会等に発出したところです。この調査研究協力者会議は、今後も継続して行っていく予定でございます。

以上でございます。

○樋口座長 ありがとうございます。

続きまして、警察庁の方からお願いいたします。

○警察庁 続きまして、警察庁から御説明申し上げます。資料3の3ページの真ん中から次のページの真ん中ぐらまででございます。大きく分けまして、自殺統計原票の見直し、自殺の概要資料の公表の仕方、自殺統計データの提供の仕方の3つでございます。

自殺統計原票の見直しの方でございますが、これにつきましては、より自殺対策に資する資料を提供できるよう、平成19年1月から自殺の原因・動機の項目を中心に見直しを行いました新しい自殺統計原票の運用を開始してございます。

また、平成21年1月からは自殺者の発見地、自殺したのが見つかった土地でございます。それから生前の住所地、生きておられたときの住所地、これに係ります市町村コード、市町村の町名がわかるような番号でございます。これらを追加した原票を運用しているところでございます。

また、自殺の概要資料の公表でございますが、これは従前、次の年の5月か6月に公表いたしておりましたものを、より早期に公表することが自殺対策に資するという考えの下、平成22年中の自殺の概要資料の公表につきましては、政府の自殺対策強化月間に合わせ

まして、平成 23 年 3 月に公表いたしましたところでございます。

更に月別の自殺者数でございます。これにつきましては、平成 21 年 3 月から実施をいたしましたところでございますが、より迅速に公表するために平成 22 年 5 月分からは翌月の月上旬、基本的には大体 4～6 日ごろに速報値を、更に中旬に暫定値を、ホームページで更新・公表しております。このように速報値、暫定値と変わりますのは、当初、死因が不明だったものが、後で自殺とわかるということもございまして、それぞれ正確を期して提示しているものでございます。

最後に自殺統計データの提供でございますが、これにつきましては内閣府の御説明にありましたように、内閣府の依頼に基づきまして提供いたしておるところございまして、平成 21 年 11 月に平成 17 年～21 年までの 5 年分及び平成 21 年 1 月～9 月までのものを一括して、以後は月毎に自殺統計の原票データを内閣府さんに提供いたしまして、分析をしていただいているところでございます。

以上でございます。

○樋口座長 ありがとうございます。

次に、2 つ目の項目でございます。「国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組」につきまして、これも関連する府省の方から報告をいただきます。お手元の資料で 4 ページの一番下のところから始まっております。

それでは、これも内閣府からお願いいたします。

○安部参事官 では、4 ページの一番下の四角の欄「(1) 自殺予防週間の設定と啓発事業の実施」をごらんいただきたいと思えます。

大綱におきまして、9 月 10 日からの 1 週間を自殺予防週間と設定しております。この自殺予防週間を中心といたしまして、例えば地方公共団体と一体となって、例えば民間団体と一体となって、さまざまなシンポジウム等を展開してきたところでございます。

5 ページの○の 4 つ目を見ていただきますと、21 年 2 月に「自殺予防のための行動～3 つのポイント～」とありますが、この大綱でも言っています「気づき、つながり、見守り」この 3 点が大事だということを当時の大臣から強く国民に対して訴えたところでございます。

また、次の「自殺予防週間（9 月 10 日～16 日）において」の中におきまして④を見ていただきますと、昨年 9 月 10 日におきましては「東京駅前において街頭キャンペーンを実施」とありますが、当時のタスクフォースの共同座長である 3 大臣に加え、菅総理も激励に来ていただいて、東京駅前で街頭キャンペーンを行ったところでございます。

また、その下の○にありますけれども、例年自殺者数が最も多い 3 月を昨年から「自殺対策強化月間」ということで対策を強化しているところでございます。「関係省庁、地方公共団体等に啓発事業の実施を呼びかけ」というところでございますが、内閣府としましてはテレビ・新聞・ラジオ・インターネット・鉄道広告、さまざまな媒体で啓発活動を行っております。

昨年の3月におきましては、不眠とうつに着目した「睡眠キャンペーン」というものを展開いたしました。

今年におきましては④のところにありますけれども、周りの人の悩みに誰もが気づくことをテーマにした「気づき」を促すキャンペーンというものを実施したところでございます。その中で自殺対策の担い手であるゲートキーパーを増やすため、あなたもゲートキーパーになりませんかと呼びかけもしたところでございますが、地方公共団体におきまして、ゲートキーパー養成研修を積極的にやっていただきたい、そういうことから内閣府としまして、次のページの⑤にありますけれども、ゲートキーパー養成研修用DVD等々を作成いたしましたして、公共団体の方々にこれらの活用を呼びかけたところでございます。

また、⑥としまして公共団体の職員を集めた「自殺対策ファーストエイドワークショップ」というものにつきましても、この強化月間に向けてやったということでございます。

今後とも予防週間・強化月間におきまして、関係省庁、地方公共団体等と一体となった全国的な啓発活動を展開していくつもりでございます。

以上です。

○樋口座長 ありがとうございます。

続きまして、総務省からお願いいたします。

○総務省 総務省でございます。総務省におきましては、メディアを通じて流されます情報によって自殺が誘発されるということがないように、メディアリテラシーの向上ということで取り組んできているところでございます。

具体的には資料の6ページの中ほどになります。児童生徒の自殺予防に資する教育の実施ということでございまして、児童生徒向けのメディアリテラシー向上のための教材の開発、あるいはその周知啓発でありますとか、保護者あるいは教職員といったものを対象に啓発講座を実施いたしましたほか、小学校の教員を対象といたしまして、授業の実践パッケージの開発の周知啓発、そういった点に取り組んできたところでございます。

以上でございます。

○樋口座長 ありがとうございます。

続いて、文科省の方からお願いします。

○文部科学省 文部科学省でございます。資料の6ページでございます(2)児童生徒の自殺予防に資する教育の実施についてですが、このうち文部科学省では自殺予防に資するという観点から生命を尊重する心をはぐくむ道徳教育や、情報モラル教育、インターネット等を利用する際の注意点等の普及・啓発、有害情報対策等について幅広く実施してきているということが書かれておりますけれども、そのうち幾つかについて御説明申し上げます。

まず6ページの最初の○にありますように、学校においてかけがえのない命の大切さを教える道徳教育は自殺予防の観点からも重要であると考えております。平成19年度からは、道徳教育を推進する実践研究の実施や、その内容をわかりやすく表した「心のノート」

といった教材の作成、配布といった取組もしているところです。

また、平成 23 年度においては、各都道府県・指定都市に対して、特色ある道德教育の実践や地域教材の作成等を支援する事業も実施しております。

7 ページに移っていただきまして、上から 2 つ目の○にございますが、有害情報対策としてフィルタリングの普及などの教育・啓発活動を支援する事業である「地域の実情に応じた有害情報対策事業」を平成 19 年度から実施しているところです。

また、保護者や子ども向けの携帯電話の利用に関するリーフレットの作成・配布や、子どもの携帯電話をめぐる問題に関する DVD 等の映像資料の作成・配布を実施しております。

それから下から 3 つ目の○にございますように、子どもたちのインターネットの安心・安全な利用に向けた「e ネットキャラバン」という保護者や教職員の方を主な対象とした啓発講座について、総務省とも連携して支援を行っているところです。

最後に、下から 2 つ目の○にございますように、本年度から小学校で新しい学習指導要領が実施されておりますが、この中で情報モラル教育に係る記述を充実させるとともに、情報モラル教育を確実に実践していただくために、教員の指導あるいは各学校や教育委員会の取組の参考となるような手引を作成しているところです。

私どもからは以上でございます。

○樋口座長 ありがとうございます。

続きまして、厚労省からお願いいたします。

○厚生労働省 厚生労働省障害部です。8 ページをごらんください。「(3) うつ病についての普及啓発の推進」の部分です。

先ほど研究班の御紹介もしましたが、それらの成果物を踏まえまして「うつ対策推進方策マニュアル」「うつ対応マニュアル」を作成いたしまして啓発をしているほか、それらを普及するための全国大会の開催をさせていただいております。

また、昨年 9 月、うつ病を含む精神疾患の正しい理解と治療、生活に役立つ情報をまとめた「みんなのメンタルヘルス総合サイト」というのを厚生労働省のホームページに開設をいたしております。また、1,000 人規模の保護者や若年者の調査を踏まえまして作成した「こころもメンテしよう」という若者向けのサイトも厚生労働省のホームページに開設をいたしております。こちらのサイトについては今年度もアクセス状況などを踏まえまして、内容の充実・改定を随時行っているところです。

以上でございます。

○樋口座長 ありがとうございます。

以上で前半の報告をいただいたところでございますので、これから皆さんからの御質問・御意見をちょうだいしてまいりたいと思います。どうぞお願いいたします。

それでは、清水委員から。

○清水委員 3 点ほどあるんですが、1 つは、まず警察庁に非常に感謝したいと思ってい

ます。かねてからこの会議でも、あるいは別の場でも警察の統計データを自殺対策に生かせないかと、地域の自殺者の実情、職業別、年代別あるいは同居人の有無、未遂歴の有無といったものが包括的に把握できるデータというのは警察庁のデータしかなかったわけで、それがこのたび、月別、かつ、市区町村別に細かくタイムリーに出てくるようになったということは、自殺対策の推進において非常に重要な一歩だと思いますので、まずそのことを感謝申し上げたいと思います。

その上で2点、御質問があるんですが、1つは、さまざまな調査がなされているわけですが、それらが具体的にどういう施策につながったのかということを確認させていただきたいと思います。

ただ網羅的にすべてということではなくて、例えば内閣府で行っている硫化水素自殺事案とマスメディア報道に関する調査研究というものです。メディアが大きくセンセーションに取り上げたときに自殺が増えているというのは、過去の日別の自殺者の統計からもわかっているわけで、また、先月に自殺者がぐっと増えた1つの要因として、これはまだ検証してみないとわかりませんが、もしかしたら5月上旬に自殺でなくなった貧乏アイドルで売り出していた若いタレントさんが亡くなって、そのことがかなり報道されたということも、もしかしたら自殺者増の要因になっている可能性がある。そうしたこともあって、メディアに対しての働きかけというのはWHOの自殺報道ガイドラインもありますし、やっていく必要があると思うんですね。

総務省さんの方でもいろいろやられているとは思いますが、エビデンスがちゃんとあった上で、つまり報道がこれだけなされたときにこれだけ増えているよということを示した上にガイドラインを提示すれば、メディアもそれなりに、それを参考にガイドラインをつくる可能性があるので、これまで自殺予防総合対策センターとか、私たちも個別の記者に当たっているんですが、個別の記者を幾ら説得したところで担当が代わったら、別の記者だったりディレクターだったり、また派手に報道することがあったりするのでガイドラインをつくってもらうということは非常に重要で、そのことに生かされているのかどうかということをお伺いしたい。

あと、調査の結果がどういうふうに施策につながっているかを確認したいという点で言うと、厚労省の自殺未遂者及び自殺遺族等へのケアに関する研究とあるわけですが、これは未遂者支援が日本ではかなり遅れているというのが私の認識で、その未遂者支援に具体的にどういうようにつながっているのか、あるいはつなげていこうとされているのか。また、たしか5年間で10億円ぐらいかけて行った未遂者の自殺対策戦略研究というのがあったと思うんですが、その戦略研究の成果がここに書いてないので、それも含めて未遂者支援をどういうふうにされているのかということをお伺いしたいと思います。

最後の2つ目は、この自殺の実態を明らかにするという大綱の項目の中に、民間団体等が実施する自殺の実態解明のための調査を支援というふうに、大綱の中にうたっていた

いているわけですが、その意味で言うと、私たちがライフリンクとして弁護士とか精神科医とか、あるいは経済学の学者さんとかと連携して行った、あるいは遺族の方たちと一緒に連携して行った自殺実態白書というのがありまして、御存じのことなんです、500人以上の自殺で亡くなられた方のお一人おひとりのケースを調べて、それを分析して公表している結果ですけれども、それは2008年7月に当時の担当大臣だった岸田大臣に直接お渡しして、施策に生かすというふうに言っていただきましたし、また、国会の委員会等でも繰り返し取り上げていただいている報告書なわけですが、その聞取りの調査の結果がどういうふうにして国の施策に生かしていただいているのか、その部分についても確認させていただきたいと思えます。

以上です。

○樋口座長 それでは、内閣府から先にいきましょう。

○内閣府 まず1点目のマスコミとの関係でございますけれども、過去におきましても新聞報道、特に自殺の関係の記事が大々的に載ったときにおきましては、自殺者が増えている傾向があるということはわかっております。そういうことにつきまして、去年の白書で具体的に幾つかの新聞記事も引き合いに出しながら、その後いかに自殺者が増えたかということもお示しをしているところでございます。

今、清水委員からありましたWHOのガイドラインのことで、マスコミの報道いかんによっては自殺が更に助長されるということはこれまでも実際に実態としてあるわけでございますので、よくよく注意をしていただきたいと思いますところでありまして、今年3月の月間を行う前にマスコミの方々を集めて、こういうことで集まって話をする機会がございます。先週、閣議決定した白書を記者発表する際にマスコミを集めてレクをしております。そういうときにも、このWHOのガイドラインというのを各記者さんに配って、こういうものを挙げているので、これについては皆さんの中で周知徹底してほしいという呼びかけをきていているところでございます。

3つ目の自殺実態白書につきましては、自殺には清水さんが指摘されているように3つ、4つの複合的要因というものがあるんだということがありますので、1つの施策ではなくていろいろな施策を複合的にやらなければいけないということで関係省庁とも協力しながら、月間でありますとか予防週間を決めまして、いろいろな省庁との連携ということに重点を置いて対策を講じてきているところでございます。

○樋口座長 それでは厚労省、お願いします。

○厚生労働省 自殺未遂者の方への対策なんです、御指摘の研究事業を踏まえて自殺未遂者のケアガイドラインというものを作成しております。こちらのガイドラインについては、いわゆる救急医療の現場に未遂者の方が運ばれてきますけれども、そういう方は必ずしも精神医療の専門スタッフではないので、そういった方に対して、自殺未遂者の方にどういうふうに対処したらいいかといったようなことをまとめたガイドラインになっていまして、こちらを日本救急医学会と日本精神科救急医学会の御協力を得て、救急医療スタッ

フ向けの研修会を、そのガイドラインを活用して実施をさせていただいております。昨年度は、4回その研修会を実施させていただいております。

また、戦略研究につきましては、自殺未遂者の方のフォローアップを、ケースワーカーの方が定期的に電話をしたり、関わることで自殺の再発をどれだけ防ぐかという研究になるんですが、今年の夏までそのフォローアップをしているので、その後、解析をしてその結果が出る予定になっております。

○樋口座長 清水委員、よろしいでしょうか。

○清水委員 自殺実態白書の中で、自殺の背景には複数の要因が絡んでいるということが書かれていて、それに基づいて、複数の要因があるから複数の機関の連携が必要だというところが生かされているというお話でしたけれども、それは物すごくざっくりとしていて当然のことであって、自殺実態白書にもっと職業別の危機経路であるとか、あるいはそれぞれの要因がどう連鎖していくのか、リスクの拡散のこととかも盛り込んでいるわけですね。そうしたものを少なくとも検証して、それをどういうふう施策に生かすかということをやっているのかどうか、そこをお伺いできますか。

つまり、大臣に提出し、施策に生かすと言っていたら、それがどういうふうになっているのか。勿論、私も政府の中の人間でもあるので、見て、いろいろ中の者としても発言をしているんですが、どうも生かされているような気配を感じない。

○安部参事官 具体的に個々の施策にどう反映したかというのは説明しづらいところもあるんですけども、自殺実態白書という貴重なデータがありますので、それを踏まえてさまざまな策を講じる際には大いに参考にさせていただきますし、また、内閣府参与として入っていただいた清水さんにおきましても、常日ごろからいろいろなアドバイスを受けながら、清水さんの御意見を踏まえながら施策を講じてきたと思っております。

○樋口座長 今のことに関してですか。

どうぞ。

○斉藤委員 清水さんの今の御質問については、この前も私はちょっとコメントしたんですが、警察庁の統計は各都道府県も十分承知をしていて、いわゆる自殺多発地域というのがあるんです。それは自殺の名所だけではなくて、1つの地域と言いましょか、例えば過疎地です。県によっては、新潟の松之山町が1つのモデルですけれども、最近はこのモデルは久慈市でもかなり前から実施されておりますし、秋田県でもそうです。

ですから、国のようなレベルで、先ほどのような御質問をされてもちょっと当惑されているのではないかと思うんですが、つまり各都道府県の自殺関連の担当者に、やはりこの辺ははっきり確かめないと、少しも答えが出てこないんですね、実態は。だから、ここで皆さんに質問されても何かむなしい思いがしますけれども。

○清水委員 いや、逆に言うと都道府県とかメディアとかからは問い合わせがあって、今、都道府県の自殺対策の立案の根拠に自殺実態白書は頻繁に使われています。市民向けに配るリーフレットの中にディテールを盛り込ませてもらいたいというようなことでもたくさ

ん来ています。

それは地域の取り組みに当然最終的には生かしていくわけですが、それが国として、そうした情報提供と都道府県とか市町村に行っているのかも含めて、どういうふうにして国として自殺で亡くなられた方たちが残した足跡を、実態を生かしているのかということとは私は。

○斉藤委員 必ずしもその辺は国に上がってこないというか、例えば長崎の雲仙とか、あるいは熊野地方、それから清水、富士市。あそこは製紙業が盛んなところですが、一体あの地域の産業の製紙業とどういう関連性があるのか、そういう研究というのは少しも出てこないし、恐らく国に対してもそういう報告はないと思うんです。

ですからそこは、やはり各都道府県にきちんとその辺を確認していかないといけないわけで、だからその辺をまとめるのは勿論国の仕事でしょうけれども、やはり都道府県単位できちんと確認をしていかないと、僕はいけないと思うんです。どうでしょうか、その辺。

○樋口座長 ちょっとこの議論がもう少し。蓮舫大臣から御発言があります。

○蓮舫大臣 今お2人の意見、どちらも正しいと思っているのですが、ただ一点言いますと、今年の白書をつけておりますけれども、今までの白書よりも相当具体的な数値を入れて、より具体的な事例を入れて、清水さんにもチェックをしていただいて、私も見てチェックをしました。白書としては、私はいわゆる役所仕事ではないと、これは自負をしています。

ただ、まだまだ足りない部分はあるので、それはまさにこの今回の大綱の見直しについて、ここで御議論をいただいたものが、各市町政策の取り組みとどういうふうにもっと現実的にできるのかというのを、今まさに御議論をお願いしている段階です。そのときにやはり警察庁さんの御努力というのは非常にありがたくて、毎月資料を細かく、基礎自治体レベルで増減も含めて出していただけることが、逆に言うと自治体にとっての緊張感にもつながる。それはもう斉藤さんが電話相談等でまさにリアルに受け止めている部分を、自治体の方が緊張感を持っている。その部分では研究班にもっと迅速にという指示を出そうと思っておりますが、まずは自治体が、自分たちがワーストに載らないような御努力をしていただいて、その結果改善してきたものを、我々がタスクフォースを受けてできた実施体制で直接ヒアリングをして、現場の声を聞いて、それが国の施策とどういうふうに合致をしていけるのか、ミスマッチがあるのかというのは、それは私の下で責任を持ってやっていきたいと思っています。

○清水委員 ちょっと補足、1点だけ。

○蓮舫大臣 清水さん、あなた政府だから、そこはわかった上でほかの方の意見を言ってもらいます。

○清水委員 誤解があるようなので、そこを御説明します。

私が言った自殺実態白書というのは、確かに「白書」という名前はついてはいますが、これは民間が行っている調査の報告書です。これは、そのことを言っていたのであ

て、「自殺対策白書」のことを言ったのではないので、そこは。

○樋口座長 わかりました。それはまた今後の議論の中で含めていただきたいと思います。

では、高橋委員が手を挙げておられます。

○高橋（信）委員 経団連の推薦委員の高橋です。前は欠席して申し訳ありませんでした。

ただいまの報告について2点教えていただきたいです。1点は、資料の4ページの下に関して、厚生労働省でいろいろと分析はしていただいていますけれども、以前提言させていただきました、労災に認定された、あるいは労災事案になったものについて、その背景の中から見出せることがあるのではないだろうかということ。その進捗の経過がありましたら、その状況を聞きたいと思います。

労災の審査のときには、その人の生活状況、個人的な特性、あるいは健康診断の経過、仕事・職場での様子、そういったことをつぶさに調べます。担当官が詳しくやりますので、かなり確かなデータが集められていると思います。職域における自殺ということが、しばしば話題になりますので、その点をもう少しクリアにさせていただけると、次のステップに進めるのではないかと思います。

もう一点は、文科省の関係です。6ページにありますように道徳・教育を進めたり、P T A、その他とネットワークをつくって対応するということがやられているということですが、この中で大学教育でどういうことをされているかということを知りたいと思います。

というのは、私どもでも、入社してすぐ不適應を起こしたりする例がしばしば見られているということです。会社に入ってから生活のルールを教育し直さなければいけないなどという声がよく聞こえてきます。最近「ゼロ次予防」と言うことが言われていますが、元気なうちから人間関係の形成であるとか、困ったときに社会資源のどこに相談したらいいのかということをお教えしておくといいと思います。今年の新入社員140人にアンケートをとったら、そういうことを聞いたことがあるというのがたかだか数名でした。ほかの者は学校で一切聞いていないということでした。是非学校教育の中で、教養課程の辺でいいと思いますが、具体的な話をしておいていただくとありがたいです。

以上です。

○樋口座長 今の点につきまして、何かございますか。厚労省。

○厚労省 厚生労働省労働基準局安全衛生部でございます。

1点目の労災事案になったものの背景から何か見出せるものがないかということですが、今、手元に詳しいもの一切持っていないので御説明できませんけれども、21年度に一応そういったことを調査したということがございます。具体的にはまた別の機会にでも御説明できるのではないかと考えております。

以上です。

○足立委員 弁護士会の足立でございます。

今の御説明の中でもう一つお願いなんですけれども、我々のやっている仕事、過労自殺

とかハラスメントの自殺関係もございまして、企業の中の方の調査というのがどういう形で行われて、労働環境ですね。それは民間企業に限らずお役所もそうなんですけれども、そういう労働環境についての調査というのが、この自殺の調査にどういうふうになされているのかも併せて、お聞かせいただければと思いますのでよろしくをお願いします。

○樋口座長 それはまた改めてその資料を基にということですね、よろしいでしょうか。

ではもう一つは文科省の方ですね。

○文部科学省 文部科学省でございます。

先ほどの説明の中には、確かに大学関係の説明はございませんでした。御承知のように、大学ですと、教える内容は大学が判断をするわけですが、私の知る限り、委員が御指摘されたようなことを明示的に教育するということはまだまだされていないというのが感覚としてございます。実態を把握して、また御報告させていただきたいと思います。

○樋口座長 本橋委員どうぞ。

○本橋委員 まず最初に、今日はこの進捗状況の御報告ということなので、全体から見ると、私も実はこれまでのこの大綱の中で、例えば大規模な啓発活動、これはやはり国でなければできないところだったと思いますけれども、これは5月、残念なことに上がりましたけれども、昨年、あるいは今年にかけてのいろいろな啓発で、国のデータで見ても一定の効果があるとか、そういう評価ができるということで、これについては高く評価されて、進捗があったと私も思うわけでございます。

また、先ほど清水委員がお話しされたように、警察庁データの公表につきましても、これはやはりこの大綱ができてから政府の取り組みとして実態を把握する上で大変重要な大きな進歩だったと思いますし、これもやはり高く評価されると思います。

全体にお話を聞いた上で、基本的にはまず2つのことを私としては、これは先ほどのことと関わることでございますけれども、一つひとつの施策の進捗状況について、その評価ができるところについてはきちんと評価をしていただきたいというところがあって、今日のタイトルは進捗状況についてというところなので、実は評価はここですのかどこですのか私もよくわからないのですが、少なくとも担当官庁のところできょういう施策をやったときに一定の効果があったみたいなことについての評価は、今後またここで議論されるのであれば、その辺の客観的なデータを、次回のとき以降きちんとお示しいただくとありがたいと思っています。

具体的に申しますと、私は大学関係で文科省関係でございますから、例えば児童・生徒の心の問題というところ而言えば、文科省の方から御説明がありました子どもの心の教育であるとか、道徳の問題というのは非常に私も重要であると思っております、以前からこれは大切に思っているんですが、教育委員会の方たちに聞いても、こういうのは例えば心の教育であるとか、命の大切さを守る教育も既にやっていますというふうに県のレベルで、私、いつも聞くんですけども、教育の場合、我々大学でもそうですけれども、授業、あるいは何かそういうことをやったときには必ず評価をして、どうだったのかということ

知りたいわけでございます。

例えば、ここの文科省のデータでいえば、6 ページ目のところにある、生命を尊重する、心をはぐくむ道德教育を推進するというような実践教育が 22 年度に終わっているわけですから、その中で一定の、例えばこういう教育授業をやったことによって、やはり効果があったんだったら、それを少し何か客観的な数字で示していただけるようなことがあると、やっている方もそうですし、やはり私、例えばこの辺の教育のことについては特に評価をきちんとしていただく、例えばこれは具体例で文科省だけのことを言っているわけではなくて、ほかの施策全体についても可能な範囲で評価をしていただくと、次の大綱のどうするというときに、やはりこの施策はいま一つだめだったねということになるんだと思うんです。

ですから、私、今、文科省の例だけを挙げましたけれども、その辺をほかの省庁の例についても、可能な限り評価に関するデータを示していただきたい。

それから例えば、厚労省についてもいろいろウェブサイトで啓発をされていて、これは私、高く評価をしているところでございますけれども、先ほど竹島先生からアクセス数のことが出ました。ああいう情報は非常に有用でございますして、例えば厚労省でも、「こころの耳」であるとか、「生きる」というのは私見ているんですけども、多分インターネットの場合、普通のメディアと違ってだれをターゲットにしているのかとか、そういうところが結構重要なところだと思っていて、例えば「こころの耳」だと、働く人だったりとかいうことがわかるんですけども、例えば新しく出た、「みんなのメンタルヘルスの総合サイト」というのは、だれを対象にしているのがちょっとわかりにくくて、その辺のところも含めて、インターネットでいろいろウェブサイトをやるときにどこをターゲットに絞って、その結果どういうレスポンスがあり、更にアクセスがあったかというような情報をまた次に挙げていただくと、次の施策に結びつくのかなということを考えました。

以上でございます。

○樋口座長 ありがとうございます。大変重要な御指摘を今いただきましたので、どこまで具体的な評価というものを数字なり、あるいは別な形なりで表すことができるかというのはなかなか難しいところは男あろうかと思えますけれども、可能な範囲で、これは是非、これからの検討を加えていく上で大事な資料になると思えますのでお願いしたいと思えます。

向笠委員、どうぞ。

○向笠委員 文科省にお尋ね申し上げます。昨年、子どもの自殺予防等の教師が知っておきたい自殺予防のパンフレットについて御質問申し上げたのは、どれほどに具体的にそれぞれの地域にこの知識と当研修が普及できるかということをお尋ね申し上げましたが、「国関係で一応集めて研修をし等」というお返事を簡単ですがいただきました。

ですが、私は福岡県のスクールカウンセラー業務をしておりますけれども、なかなか私のエリアのところで、この冊子を使って学校教職員に子どもが自殺を起こったときにどう

いうふうに教師が学校や養護の先生やスクールカウンセラーと協力して子どもの心のケアをやるかというような研修等を開催された、もしくは研修をしますという連絡すら入っておりません。

この冊子に関しては、大変努力の結果がある冊子で、知識としてきちんと学校の先生方が学校に関与している皆さんと対応すれば十二分に活用できる内容としてでき上がっていると思います。

ですが、これが全国の中でなく、各市町村の学校の先生方までにどうやって知識として下りていくかということの方向性、もしくは実際にある程度されていく状況が昨年度までは質問で、今年度に方向として出しておられるのでしたら、是非とも伺いたい

なぜこのように私が、これを強く申し上げるかということ、多分これ、学校に来る心の健康づくり推進体制の内容に入っていくのかもしれないのですが、現在、文科省のスクールカウンセラー事業で、被災地の方にスクールカウンセラーを派遣されております。これは、日本臨床心理士会が各県の臨床心理士会にチームを依頼して、被災地の方にスクールカウンセラーが行くという事業を実際に学校の子どもたちにスクールカウンセラーとして臨床心理士等の方々が心のケアを行っているという実態がございます。

その中で、3か月を経過した辺りぐらいからやっと子どもたちがしゃべれるようになってきた。しゃべれるようになってきた途端に、内容的に自分が校庭の中に入って後ろから来ていた低学年の子が津波に流されたという話をスクールカウンセラーが聞くという状況で、それは全部各県から回ってきたスクールカウンセラーが動いているという状況です。中学生になりますと、「死にたいと思った」、もしくは「死にたいのかどうかわからない」、それから感情鈍麻というような状況がかいま見えています。

この状況を学校が非常に日常生活を学校の授業をするというところで、既に何とか持ち堪えようとしているというのが動き出しているわけです。日本全部の臨床心理士会が応援を続けるというシステムがどこまで続けることが可能かということがよくわかりません。実際的には相当規模の各県で行っております。九州の方からも行っておりますし。彼らは一様に言うのが、やはり今この言葉が出てきていると。

だから、通常に考える自殺の状況と全く違う形ですが、しかし彼らの言葉は子どもでありながら重いものがございます。

これをどう、どうきちんとサポートしていくかということがこの大綱に出るのか、もしくは全く別個のものなのか。それからこのように冊子がある以上、この知識の啓蒙というのは非常に役に立つものなので、それが見えないということで御説明をいただきたいのですが。

○樋口座長 どうぞ、お願いします。

○文部科学省 もし以前にそのような御質問があり、お答えしていなかったのであれば、大変申し訳ございませんでした。

このパンフレットは昨年度までに教育委員会等にお配りしておりますが、それが実際に

県から市、学校レベルにどれだけ普及しているか、また、これを使った研修や意識の徹底がどれだけされているかということについては、申し訳ありませんが、今、細かな数字を持っておりません。県教育委員会や市教育委員会に、これを使った研修等をしていただきたいという願いは当然しておりますので、その取組状況については、把握していきたいと思っております。

私どもとしては、今年度以降、御評価をいただいたこうしたパンフレットを、是非学校現場の先生方や養護教諭の方など、皆さんにきちんと知識として身につけていただきたいという思いです。どうすれば浸透させられるのかということは、御指摘を踏まえて、できる限りのことを考えたいと思っておりますので、検討の上御回答させていただきます。

スクールカウンセラーについては、臨床心理士会に大変な御努力をいただき、他県から被災地に大勢の応援をしていただいていることを承知しております。政府としても補正予算を組み、後押しさせていただいております。私も先般福島に行って来ましたが、おっしゃる通り、数か月が過ぎてこれからどうなるかが非常に心配だという声が出ています。

5月から岩手県、宮城県、福島県にお聞きした中では、3週間から6週間程度、当面のケアを行い、それを踏まえた上で、今後夏休みに向けて更にケアをする必要があるということです。

スクールカウンセラーの配置は勿論ですが、スクールカウンセラーの方から学校の先生方に研修を行い、先生方にケアの仕方等を身につけていただくことをこの夏休みに計画している県もあると聞いています。また、夏休みの間子どもが学校から家庭に帰ってもケアを受け続けられるように、スクールカウンセラーの配置を通常の事業以上に手厚く配置するための支援の要請も届いておりますので、よく県の方の要望をお聞きして、手厚くケアできるようにしたいと考えているところです。

○樋口座長 大臣、どうぞ。

○蓮舫大臣 向笠さんの御指摘、すごくいいものなので、この大綱に基づいて政策を講じていただいて、現場にどれだけそれがしっかり届いているかというのを、この会議では御議論をいただきたい。今、見させていただきましたが、自殺予防も緊急対応もものすごくよくできた冊子です。文科省においては、これが本当に現場に届いているのか、研修が開かれているのか、または届いていないで倉庫で眠っているのか、これも含めて調査していただいて、是非ここでしっかりそれは文科省の政策として議論していただいて、こんないい資料ですから、それが生かされていないのは全くもったいない。都道府県の教育委員会なのか、市町村なのかわかりませんが、調査をかけていただいて、ちょっと御議論続けていただけませんかでしょうか。

○文部科学省 かしこまりました。

○樋口座長 まだかなり御質問があると思うんですが、前半のディスカッション、大分予定の時間を超えておまして、後半の説明を受けた後に、前半も含めて残った御質問をいただくということで進めさせていただきたいと思っておりますので、申し訳ございませんが、先

に進めさせていただきます。

それでは、次に移りたいと思います。

次は、早期対応、資料としては8ページの下のところから始まっております。「早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組」につきまして、先ほどと同じように関係省庁のところから御説明をいただきたいと思います。

では初めに、厚労省の方からお願いいたします。

○厚生労働省 厚生労働省障害部でございます。

8ページ、3番の「(1) かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療」の部分ですが、これは精神科を専門としない医師に対してうつ病等の診断能力向上のための研修を行っております。各都道府県を通じて全国で行っておりまして、現在のところ、年間約7,000人ぐらいの受講をしていただいております。

続きまして、9ページ以降(3) 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上、(4) 介護支援専門員、(5) 民生委員・児童委員等への研修、また10ページ(6) 地域でのリーダー養成研修の充実、また、11ページ(10) 自殺対策従事者への心のケアの推進というところにつきまして、さまざまな領域のスタッフの研修について、自殺予防総合対策センターの御協力、また市町村の御協力を得て、こちらにありますような研修会を実施しておりますので、今後も継続をしていく予定でございます。

○樋口座長 ありがとうございます。

それでは、その続きは文科省でございましょうか。

○文部科学省 9ページを開いていただき、(2) 教職員に対する啓発等の実施というところになります。先ほどもご紹介させていただいたリーフレット・パンフレットは、何よりも教師に児童生徒の自殺予防、事後対応について理解していただく必要があるということで調査研究協力者会議で作成し、配布いたしました。

私どもとしては、これまで各種会議等で教育委員会等に周知しているということを御報告しておりますが、これが実際にどの程度活用されているかについては、今後調査をしていきたいと思っております。

○樋口座長 ありがとうございます。

続きまして、金融庁からお願いいたします。

○金融庁 金融庁の関係は10ページをごらんください。

金融庁では、多重債務相談に従事する相談員の資質の向上に取り組んでおります。具体的には、まず1つ目として、金融庁内の金融サービス利用者相談室の相談員に対しまして、対応する際の基本的な心構え等について周知を実施しております。また、多重債務者相談マニュアルというものを策定しまして、全国の自治体・関係機関に送付しています。

今後の予定としましては、このマニュアルの改訂を行いまして、経験の浅い相談員でも活用できる、より実戦的な「多重債務相談の手引き」という形で、23年度中に改訂・作成

・配布予定としております。以上でございます。

○樋口座長 ありがとうございます。

続きまして、消費者庁の方からお願いします。

○消費者庁 消費者庁でございます。

自殺の原因として大きな要因としては、経済・生活問題というのも1つでございますけれども、そういったことで、全国**2,800**人ほどいる消費生活相談員も、例えば悪質商法とか、多重債務の問題を受け付ける窓口として養成するというのが、自殺対策にも資するということで、ここに位置付けられております。**10**ページの金融庁の下に書いてあります。

具体的には、消費者庁自体ができたのが平成**21**年9月からですがけれども、それに先立ちまして、平成**21**年からの3年間、地方の消費者行政、つまり消費者行政、現場は地方でございますので、集中育成強化期間ということで、全国の都道府県に「地方消費者行政活性化基金」ということで**200**億円以上、また、国民生活センターは国の独立法人でございますけれども、そこにも地方消費者行政を支援するための基金が積まれておりまして、これを活用いたしまして、先ほど申し上げました相談員のレベルアップとか、そもそも相談員を増やす、もしくはセンター、つまり相談窓口自体を増やす、そういった取り組みを続けてきております。

これについては、集中育成強化期間、3年ということで、基金も3年以内に使い切るというような感じで設計をしておったんですけれども、これは1年延長して、更に引き続き地方の窓口を強化していくということで取り組んでいくこととしております。

以上です。

○樋口座長 ありがとうございます。

続きまして、警察庁からお願いいたします。

○警察庁 続きまして、警察庁から御説明いたします。

資料の**10**ページの下の方でございます。(8)遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上、という項目がございます。都道府県警察におきましては、自殺された方の御遺族、あるいは自殺の未遂をされた方、こういった方に関係する業務に従事する場合は、自殺された方の名誉や、自殺された方の御遺族、自殺未遂者についても心情等を傷つけることのないよう、適切な対応に取り組むように指導しておるところでございます。

具体的に申し上げますと、特に自殺された方の場合でございますが、我々、必ず御遺体から検視というものをいたします。これはどういったことで亡くなったか、それは自殺なのか他殺なのか、それとも病死なのか、こういったことを知りたい。それで更にわからない場合は解剖もいたします。そうしますと、当然御遺体にメスが入ることになります。こういったことにつきまして、そういったことが社会的に必要であるということをごきちん御遺族に御説明申し上げます。

更に、御遺体とお返りする。この返すことについても、要するにこれは御遺体が発見された状態でお返しすることになっておりますが、なるべくきれいな形で返すという指導も

しています。今回の震災の件でも、泥を落としてきちんと汚れのない形で御遺体を返しています。

以上でございます。

○樋口座長 それでは、最後は総務省でございましょうか。

○総務省 総務省でございます。

同じく 10 ページの下の方でございます。自治体の消防職員、特に救急職員ということになりますけれども、御遺族等に対しまして、適切な対応が図れるように、消防職員に対します教育・訓練を通じて必要な情報提供を行いたいところでございます。

以上です。

○樋口座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして次の「4. 心の健康づくりを進める取組」でございまして、これについてのまた御説明をお願いしたいと思います。

厚労省の方からお願いいたします。

○厚生労働省 厚生労働省労働基準局安全衛生部でございます。

11 ページの一番下、職場におけるメンタルヘルス対策の推進でございます。下から3つ目の○でございますが、自殺予防に必要な知識をまとめた「自殺予防マニュアル」を作成し配布しております。

下から2つ目ですが、50人未満の小規模事業場ではこういった基盤が弱いことから、そういった事業場、あるいは労働者の家族に対しまして、メンタルヘルスに関するセミナー・相談会を実施しております。

一番下の○ですが、産業医に対しまして、メンタルヘルス・過重労働の研修、逆に精神科医等に対しまして、産業保健の研修をやっております。

次のページ、12 ページの一番上の○でございますが、平成 21 年度からは都道府県労働局、労働基準監督署の行政機関による直接の事業場の指導等を始めております。

それから、12 ページの上から2つ目、3つ目、4つ目の○でございますが、20 年度からメンタルヘルス対策支援センターを 47 都道府県に設置いたしまして、相談対応、事業場への訪問支援、管理監督者に対する教育など、総合的な事業場の支援を開始し、取り組んでいるところでございます。

それから、5つ目と6つ目の○でございますが、職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供を行うメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を開設いたしまして、事業主、事業場の担当者、あるいは労働者に対しまして、メンタルヘルスに対するさまざまな情報を提供しているところでございます。

以上でございます。

○樋口座長 ありがとうございます。

では続きまして、農水省、お願いします。

○農林水産省 13 ページの地域における心の健康づくり推進体制の整備でございますが、

これまで農林水産省が行った取組としましては、農村における高齢者が安心して活動し暮らせるようにという観点で、まず1点目としましては、農村の女性グループが高齢者に対して声かけや弁当等の配食等による安否確認とか、助け合い等の生活支援のための人材養成活動を実施してまいりました。

具体的には、高齢者支援等の協議会等の開催でありますとか、ヘルパー研修等の助け合い組織設置等推進活動、助け合い活動の人材養成研修等を19年度から22年度までの間に、延べでございますが247都県、1,168回開催しております。

次に、農山漁村における高齢者の生きがい発揮の施設整備としましては、農産物直売施設等を施設整備しまして、高齢者が生きがいを持てるような、農業の現役を退いてもそういうところに農産物とかを提供し、高齢者が生きがいを持っていただけるような農産物直売施設の整備を、平成19年から22年度までの間に、延べ50県、102か所において整備を実施したところでございます。

○樋口座長 ありがとうございます。

続きまして、国土交通省からお願いいたします。

○国土交通省 私ども13ページでございますけれども、心の健康づくりということで、住環境の形成ということでございます。高齢者を始め、だれもが地域でこういうことができる都市公園といったものの整備を住めているということでございます。

これにつきまして、着実に整備は進んでございまして、平成22年度の数字はまだ集中中でございますが、平成21年度末では98,568か所の都市公園の整備ということでございまして、これは、この計画期間中においても着実にその箇所は増えてございます。また1人当たりの面積でも、現在約9.7平米ということでございます。これも着実に1人当たりの平米数が増加しているということでございます。

以上でございます。

○樋口座長 ありがとうございます。

それでは、最後に文科省、お願いいたします。

○文部科学省 資料の13ページの下(3)「学校における心の健康づくり推進体制の整備」というところでございます。

学校現場において、児童生徒に関わる教職員はもとより、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの方など専門家の協力も得て、子どもの教育相談や心のケアのための体制づくりを進める事業を行っております。

一番上の○にございますのは、スクールカウンセラー等活用事業、スクールソーシャルワーカー活用事業で、スクールカウンセラーの配置については平成19年度以降も継続して実施しております。今回の震災においては、これに加えて、子どもの心のケアを充実させるため、約30億円という補正予算を盛り込んで約1,300人相当のスクールカウンセラーを派遣するための支援体制を整えております。

下から2つ目の○にございますのは、「心のケア対策推進事業」ですが、これについては平成20年度から22年度にかけて、教職員向けの指導参考資料を作成・配布し、また、シンポジウムや研修等で資質向上を行っているところです。

○樋口座長 ありがとうございます。

それでは、以上で資料の御説明が終わりましたので、先ほどの前半のところはまだ御質問が残っているかと思えます。それも含めまして、御質問、御意見をいただければと思います。

五十嵐委員から。

○五十嵐委員 産業保健の立場から3点ございます。自殺対策の実施状況の20ページを見ていただきたいのですが、これを見てもわかりますように、非常に働く人たちの自殺が多い状況があります。一昨日も新聞発表でもありましたけれども、精神疾患の労災件数がまた最高になっています。厚労省におかれましては、非常にいろいろな施策を打っているにもかかわらずこのような状況があるというのは、やはり働く人たちのセーフティネットをつくったり、相談の受け皿をつくっても、労働者や事業者の認識がなかなかそこに届いていないのではないかと考えております。私、厚生労働省の職場のメンタルヘルス検討委員会でも申し上げさせていただきましたが、事業者がこのメンタルヘルスを取り込むことにメリットを感じるような仕組みが必要ではないかと思えます。手引きやガイドラインなど、いいものをつくっても、事業者にとっては経営が優先されメンタルヘルス不調者をすぐに解雇してしまうということを、特に中小零細企業はせざるを得ないという状況があります。

また、いろいろマニュアルができていますけれども、なかなかそれを実施できてない現実があります。労働者を守る上で、事業者に経営上メンタルヘルス対策をやるのが企業としても何らかのメリットがあるという仕組みがないと、現実問題としてメンタルヘルス対策はなかなか進んでいかないと思っています。デンマークの例も厚労省の委員会でもお話しさせていただいたのですが、国の背景が違いはありますが、事業者がメンタルヘルス対策をすすめたくなるような仕組みを考えていただきたいと思います。

それと20ページの円グラフの中で、無職者については、警察庁の資料では年金・雇用保険などの生活者というところが外出しになって、随分無職者の内訳が以前に比べると見えるようになったかなと思うんですが、やはりこの自殺者の半分ぐらいを占める無職者の自殺というのは、ある意味ブラックボックスみたいなどころがありまして、その他の無職者の内訳をもうちょっと詳しく調べていただければありがたいと思います。

若い労働年齢層において職に就けないのかなど、たとえば、無職者の男女比、年齢別などこの内訳をクロス集計のような形でもう少し深く分析していただきたいと思います。そうすると、更に戦略が見えてくるのではないかと思いますので、これは要望したいと思います。

それと3つ目ですけれども、先ほど高橋委員からもお話がありましたが、今、産業保健の領域では、産業保健サービスを提供する我々産業保健専門職が、いかに労務管理とタイアップしてメンタルヘルスを進めていくかというようなことをいろいろ議論したり、実施したりしているんですけれども、ゼロ次予防という概念という中で、小さいときからの教育が非常に大きいのではないかという議論がされております。

今、小学校教育等では、生きる力、命を大切にすることを強化するとりくみがなされています。一方、例えばイギリスのように、何か困難なことがあった場合、相談する力、外に解決を求めていく力というのを小学校教育に取り入れて、数十年で自殺が減ってきたという例もあります。日本よりも経済状況が悪いギリシャなどでは自殺は問題になっていません。日本人の国民性とも言えますが、どうしても内向きになってくる問題解決型の今の国民の特徴などがもしあるとすれば、やはりゼロ次予防として、そういったところも考えていただきたいと思っております。

以上3つです。

○樋口座長 ありがとうございます。

いずれも要望ということで、御質問としては何かございますか。

○五十嵐委員 できれば、この1番目の事業者に対しての施策が何か厚労省としてお考えなのかどうか、お伺いしたいと思います。

○樋口座長 では、厚労省の方からお願いいたします。

○厚生労働省 厚生労働省労働基準局でございます。

今、何か具体的にお答えできるというもの、ちょっと今、持ちあわせておりませんが、従来から職場におけるメンタルヘルス対策を進めるに当たりましては、当然事業者に対しまして、取り組みの意義なんかを最初にきちんと説明し、指導と言いますか、支援をしたりしてきているところでございます。

たしかに五十嵐委員御意見のとおり、そういった点、非常に重要でございますので、メンタルヘルス対策、重要テーマとして取り組んでおりますので、特に小さな事業所においてそういった意義、メリットをきちんと理解できるような点についても、啓発できるようなことを今後考えていきたいと思っております。

○樋口座長 どうぞ。

○五十嵐委員 メンタルヘルス対策の意義を唱えれば、事業者は建前上は賛同すると思えます。しかし、経営上なかなかそれができないという現実がある中で、経営上の何かメリットがないと、なかなか事業者というのは動かない。たとえば、デンマークのようにメンタルヘルス対策の取り組みに対して認証し、それが新入社員の企業選択の目安になるなど、何かそういう仕組みがあると、一層事業者も本気で取り組んでいくのではないかと思います。

○樋口座長 それではほかに。

では、坂元委員先、斉藤委員その次。

○坂元委員 ページ数にしては8ページの一番下の厚労省の精神科を専門としない医師に対する研修、それから14ページも同じ下のところですが、一般のかかりつけ医のうつ病の知識向上というのは、これは非常に、自治体から見ても成果を上げていると、評価できると思いますが、今後の大きな問題として、もし今後これが可能であれば、救急現場の医師に広げてほしいと思います。

というのは、消防庁のデータでも明らかですが、身体疾患を有する精神患者の救急受入拒否率が非常に高い。外傷も含めて、身体疾患で救急を要請しても、背景に何らかの精神疾患があるとわかると、病院は非常に拒否感が強く、なかなか受け入れていただけないということです。これはもうデータの的にも明らかで、自治体としてもこれに関する苦情が多くて苦慮しているという現状の中で、このうつ病研修をもう一步将来的に拡大して、救急医療に携わるお医者さんに、基礎的な精神疾患の対応の教育研修をやっていただければ、受入拒否感がなくなるのではないかとということです。その辺の対策を、これは要望として是非検討していただきたいと思います。

○樋口座長 ありがとうございます。

では、斉藤委員。

○斉藤委員 実施状況の38ページですが、外国人の自殺統計が載っておりまして、しかもこれは海外ではなくて、在日の外国人です。

実はこれ、アメリカにいる友人に、私、これを見ないで送ったら先方から指摘をされたんですが、外国人の自殺の総数が337、このうち実は7割まではいわゆる在日の人たちです。人口からすると、もう極めて自殺率が高い。その理由は何かということを知りたいと返答に窮したんですが、何かその辺の知見をどなたかお持ちでいらっしゃるか。あるいは在日の人たちがこの問題について、どこまで問題意識を持っていらっしゃるか。やはりマイノリティーの問題というのは、これは私大変重要な問題だと思います。

それからもう一つは、外国人ということではなくて、例えば性同一性障害の人たちの自殺率が高いという情報があります。これはまさに差別偏見が背後にあるわけですが、そうした情報があれば、御教示いただきたいと思います。

○樋口座長 これはいかがですか。内閣府で持っていらっしゃいますか。

○市川総務部長 38ページの下にあります人口動態統計から分析しているようでありませうけれども、警察さんからいただいているのはそういった区別がなくてこういったデータは取れなかったと思うんですけれども、人口動態統計でどれぐらい取れるか、ちょっと調べてみないとわからないところがございますけれども、申し訳ございません。

○樋口座長 それでは、またもしそういう情報が整理されましたら、よろしく願います。

ほかにはいかがでしょうか。

○足立委員 農水関係でこういうことをやられているというのは初めてわかったんですけれども、この震災問題で、報道もありますとおり畜産農家とか野菜の農家とかの自殺者が

出てしまっている現状で、農水省としても経営支援とかはやられていると思うんですが、それとメンタルヘルスとの何かリンクをされているのかどうか。

それから、今後のことになるかと思えますけれども、何かお考えになっているのかどうか、わかりましたら教えていただきたいんですけれども。

○樋口座長 いかがでしょうか。

○農林水産省 農水省ですが、実際一昨日も福島県の相馬市で畜産農家がお亡くなりになられたというのは当然承知しておりまして、先般5月2日に1次補正が通りましたけれども、その中でも被災農家、それから漁業者の経営再建のための支援策を措置しております。

それから、今、政府の方から1.5次なりの補正というふうにも言われておりますので、1次補正で足りないものをどうするか。当然農水省だけではなくて、金融庁さんとか二重ローン問題とかをどうするかなどは、検討しているところでございます。今回の被災地域が農山漁村地域が多いからといって、農林水産省が自殺対策をすべてそれを一手に引き受けた形でやるというのはなかなか難しい面もございまして、関係省庁と連携しながら、特に被災地域の方々が、もう自殺がないような形にどういうふうに取り組んでいくかということは、今後検討していかなければいけないのかなと考えております。

特に今は復旧、被災した漁港でありますとか、農地の復旧に手をかける。災害復旧で建設作業員としての復旧をやるとか、漁港の場合でしたら、漁場の瓦れき処理とか、そういうところに漁業者を活用して日当を払っていったり所得確保をするとか、そういうようなものの後にどうしていくかということを検討していかなければいけないと考えております。

○樋口座長 よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

○本橋委員 今の酪農の話といたしましうか、今、被災地のところについては、多分農水省の方も、いろいろな方やられていると思うんですけれども、前の100日プランのときの総合相談窓口のように、明らかに被災されている農家であるとか、そういう方たちはもうハイリスク集団だと思えます。

そういうところでは、個別の所得補償だとかそういうものはあるんですけれども、是非省庁縦割りでないところで、相談窓口のことをやったわけですけれども、あれはなかなか難しいということはわかりますけれども、例えばどこか行ったときに、農水省関係の方行ったときにも、やはりメンタルなこともきちんと気をつけていただけるような体制の整備というのは早急に臨まれるのではないかというのが、ちょっとコメントです。

それ以外に私が幾つかお聞きをしようと思ったのが、1つは、早期対応のところでございますけれども、これは施策のものとして大綱と照らし合わせてみますと、きちんと施策が行われているのかなというところはあるんですけれども、1点だけ、地域のところで、実は自殺予防センター、竹島先生のところが一生懸命やられているのはわかるんですけれども、1つは、大綱のところでも国立医療科学の役割というのは地域づくりの中で言及

されているんですけれども、実はここの中のところでは、多分忘れ去られたかのかどうか
わからないんですけれども、地域の保健師さんであるとか、現場の保健所長さん、国立医療
科学院の役割もあると思うし、実際やられていると思うんですけれども、そのところが
抜けているかなというところで、そのところの対応を少しどうなっているのかというこ
とが1点でございます。

それから2点目は、次の大綱のところのつくるところでの1つ改善してほしいというふ
うになるかもしれないんですけれども、ここの心の健康づくりの推進体制をつくるこ
ろで、例えば地域における心の健康づくりの推進体制の整備のところ、これは市町村の役
割というのは大きいと思うんですけれども、具体的には大綱の中にも、多分国の施策なの
で都道府県や市町村の役割のことを書きにくいということで書かれていないのかと思うん
ですけれども、実際はその地域における心の観光づくり推進体制の中では、地方自治体で
あるとか、市町村の役割というのはもっと書き込まれた方がいいのかなと私は思います。

それともう一つは、民間団体の役割というのは地域における心の健康づくりの推進体制
の中では大切なんだと思うんですけれども、これは大綱の中でも民間団体が別に扱われてい
るということもありまして、ここの心の健康づくり推進体制の整備の中には書かれていな
いんですけれども、実際に私が地域の中で見ている中では、例えば秋田などでもそうです
けれども、やはり民間団体の方たちが心の健康づくりの推進体制にかなり大きな役割を果
たしておりますので、これは今回というよりも、次の大綱のときの書き方でございませ
けれども、やはり例えば心の健康づくり体制の中で、NPOであるとか民間団体の役割かなり
大きいわけですから、重複してもよろしいですから、こちらにも書かれて、それから民間
団体の役割というところでも書かれるというようなことがあった方がわかりやすいのかな
ということでございます。

以上は意見でございます。

○樋口座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしければ、本日の資料に基づきました各省庁からの説明の、ある意味では前半、次
回が後半ということになりますけれども、一応ひとまずここで終えさせていただきます。

それでは残る時間で、本日資料を御提出していただいております五十嵐委員と斉藤委員
の方から資料の説明をお願いしたいと思います。

五十嵐委員からお願いします。

○五十嵐委員 お手元に日本学術会議からの報告書の抜粋を、今日、提出させていただきました。
日本学術会議といいますのは、内閣府が設置しています日本の科学者の会議でござ
います。この会議におきまして30年ぶりに労働者の雇用と安全と健康に関する課題別
委員会がこのたび開催されまして、私もその中のメンバーになっておりましたけれども、
4月20日にその報告書として提言が出されております。今日はその中からメンタルヘル
スに関わる、いわゆる自殺対策に直結する内容のところを抜粋させていただきます。

提言のサマリーが最初のアルファベット数字のところ載っております。その中でメンタルヘルス対策の取り組むべき役割、それから、労働者の約半数を占める特に労働安全衛生法で網羅しにくい労働者数 50 人未満の事業場へのメンタルヘルスを含めた健康管理の在り方等が記載されております。全文に関しましては、日本学術会議のホームページにありますので見ていただければと思います。こちらの方には先ほど御説明があったようなものに加えまして、先ほど私の方から要望しました事業者に対しての経営上でのメンタルヘルス対策の仕組みといったところもありますし、あとは今、産業保健サービスを受けない労働者が非常に多いということで、その中で保健師等の産業看護職の法制化なども含めて、すべての働く人たちが産業保健サービスにきちんとアクセスできるような仕組みと運用が書かれておりますので、是非、見ていただければと思います。

以上でございます。

○樋口座長 ありがとうございます。

では、斎藤委員、お願いいたします。

○斎藤委員 まず、橙色の「『自殺予防いのちの電話』－フリーダイヤル－実施報告書」をごらんいただきたいと思いますが、一つひとつ御説明申し上げると時間がなくなりますから、簡潔にまとめて申し上げたいと思います。

私どもは全国的に 50 のセンターがありまして、年間 75 万件近くの相談を受けております。2001 年から厚生労働省の補助事業として、これと並行してと申し上げていいでしょうか、フリーダイヤルによる自殺予防いのちの電話、このときだけは「自殺予防」と称して、初期のころは 12 月初めの 1 週間、2007 年から毎月 10 日、これはこの年に初めて世界自殺予防の日と自殺予防週間が制定されて、9 月 10 日とその日になって、それに合わせてこの年の 9 月 1 日から毎月 10 日、24 時間体制で全国のいのちの電話をオンラインでつないで、自殺問題に特化した相談を受けるようになりました。

これがちょうど昨年、平成 22 年度末で満 10 年目を迎えてまして、相談の総数は約 17 万件です。ということは、年平均 1 万 7,000。これは年間の総数の 75 万件の中に入っております。ですから、総数としては入れてあるわけですが、ただ、このフリーダイヤルの場合は自殺に特化しているということで、自殺問題比率は初めのうちは 3 割前後でしたが、最近では 4 割近いこともございます。これは徹底した新聞、あるいは JR も大変協力的でございまして、電車の各駅に張っていただいたり、駅の改札の外でティッシュをまいたり、そういう努力をいたしまして、これが徹底したということもあるんですが、2008 年、2009 年、そして昨年、この 3 か年で実は 8 万件の相談を受けている。つまり 10 年間の中で最近 3 年間の相談件数が全体の半数を占めている。これはフリーダイヤルの稼働率が極めて高くなったということもあり、PR が徹底したということもありますけれども、とにかく全国でこれだけの自殺問題に関わる相談を受けてきたということは、私は私どもの組織として大変満足しているといえますか、誇りに思っているところです。

この問題に関しては、この中に訴えの背景にどんなものがあるかという分析等をいたし

ております。これは是非ごらんいただきたいと思います。

そしてもう一つは、この相談の背後には、相談を実施する前段階として**7,000**人の相談員が必ず事前研修を受ける、これが**1**つ。それから、**50**のセンター一つひとつが地域に対する社会啓発的な講演会を実施する。そういう相談事業と共に相談員の研修、そして地域への啓発という三つどもえの作戦を**10**年間続けてきたわけでございます。

もう一つは、年に一度自殺予防シンポジウムというものがございまして、これは自殺予防学会と共催でございます。去年は川崎で実施いたしまして、数百名の人たちが集まりました。全国のいのちの電話の関係者もそこに集まる。これは全国的に自殺予防に関するネットワークを構築するという、これも補助事業の趣旨に沿った企てでございます。こんなことを去年は実施してまいりました。

最後に、2つばかり御案内をいたします。

自殺予防学会はいのちの電話と連携して**40**年来活動をしてまいりましたが、今年は沖縄の琉球大学の近藤毅教授が中心になりまして、**12**月**15**日から**17**日まで実施いたします。そして、これと並んで**12**月**17**日に先ほど申し上げた日本自殺予防シンポジウム、これは公開講座でございます。こんなことを今年も予定しております。

それからもう一つ、これは9月でございますが、東アジアでは初めて北京で第**26**回国際自殺予防学会の総会が開催される予定です。これは中国も大変力を入れておりまして、日本からも**5**～**6**名の参加の予定です。日本も研究機関から恐らくどなたか参加をしていただけると伺っております。

以上です。ありがとうございました。

○樋口座長 ありがとうございました。

それでは、冒頭に触れましたけれども、前回の会議での御提案を受けまして、前回委員からいただいた御意見の中で、具体的な御質問があつて、それに対して資料等がないということや、その後、それがどのように進められて、政策的な方針としてどうなっているのかといったようなことの御質問に対して、担当の省からお答えいただくことをできるだけやろうということになりました。

今回は、前回の御質問の中で、**1**つは足立委員の方からいただきました、原発問題に対しては経済的な対策や補償もあるけれども、心の問題として何ができるのか、対策等があれば教えてほしいという御質問がございました。

それから、五十嵐委員の方から、県別の自殺者数の推移について、自殺者数では人口に差があつて比較ができないので、できれば自殺死亡率という形の資料を提出してほしいという御意見と、労働安全衛生法改正法案の見通しはどうなっているかという御質問がございました。

このことにつきまして、これからお答え、説明をいただきたいと思いますが、まずは足立委員の質問について、厚労省あるいは文科省の方から御説明いただけますでしょうか。

○文部科学省 先ほどのご説明と重複しますが、今回被災した児童生徒の心のケアの充実

のため、スクールカウンセラーの協力を得て、カウンセリング、心のケアに当たっていただいております。国としては補正予算を措置して支援しております。今回の原発の問題を受けて、福島県から日本全国に児童生徒が避難したり、転校したりしておりますので、日本全国で受け入れられている避難児童生徒についてもスクールカウンセラー等からのケアが受けられるように、全県から申請を受け、必要な予算を措置しております。

○樋口座長 足立委員、よろしゅうございますか。

それでは、後半、五十嵐委員の質問に関しまして厚労省の方からお願いいたします。

○厚生労働省 厚生労働省労働基準局でございます。

労働安全衛生法の改正に関しましてですけれども、職場におけるメンタルヘルス対策につきまして、昨年12月に労働政策審議会から建議をいただいております。この制度につきましましては、医師が労働者に関する症状、不調を確認いたしまして、その結果を労働者に直接通知することによって、労働者のストレスの気付きが促進されるということから、労働者の自殺防止にも資するものと考えております。現在、法制度の実現に向けまして労働安全衛生法の改正も含めまして検討を行っているという状況でございます。

以上です。

○樋口座長 よろしゅうございますか、五十嵐委員。

死亡率の方をお願いいたします。

○市川総務部長 自殺率、つまり自殺者数を都道府県別人口で割ったものでございますけれども、被災地では死亡者とか行方不明者がたくさん出て、人口がかなり変わっているのではないかとこのことだと思います。毎月ごとの都道府県人口というのは国では出していないんですが、各都道府県において国勢調査をベースに、御存じかもしれませんが、住民基本台帳などを基に推計しているようでございます。ところが、被災した3県なんでもございますけれども、被災後の人口が発表されておられません。具体的に申しますと、岩手県が3月1日時点まで、宮城県が2月1日時点まで、それから、福島県が2月1日時点のものまでしか発表されておられません。大抵震災前は同じ月の後半くらいには発表されているんですけども、恐らくは3県いろいろあるんだと思います。発表されていないような状況でございます。被災後の3県の自殺者数はわかるんですけども、今、分母がとれない状況でございます。申し訳ございません。

○樋口座長 よろしいでしょうか。

○五十嵐委員 状況はお察しいたします。データが出た時点で率として出していただければありがたいと思っております。ありがとうございます。

○樋口座長 それでは、よろしいでしょうか。

最後に、事務連絡ということでございますが、1つは前回会議の議事録につきまして、現在、委員の皆様にご確認いただいておりますので、議事録に関しては次回お諮りをしたいと思います。

事務局の方から連絡事項はございますでしょうか。

○安部参事官 お手元に参考資料として自殺対策白書をお配りしておりますけれども、少し時間がありますので、目次のところを見ていただきますと、第1章としまして「自殺の現状」という形で、相当丁寧に自殺のデータを紹介しているところでございます。1から15とありまして、先ほど話題になりました外国人の自殺の状況がありまして、その次にコラム1としまして災害メンタルヘルス支援のことで、40ページは今回の東日本大震災を受けまして心のケアが大事だとなりますので、独法の国立精神衛生・神経医療研究センターの金部長、PTSD、それから災害メンタルヘルスの研究の第一人者と言われている方ですけれども、この方にコラムを書いていたいただいているところでございます。今年というか、昨年の施策の状況は、前回は御説明しましたが、自殺対策タスクフォースというものができたということがございますので、67ページのところに自殺対策タスクフォースの関係についての説明を載せているところでございます。

今回、目新しいものとして、42ページに年齢階級別の自殺死亡率の推移というものがございます。ピンクの線が平成21年で一番新しい数字でございます。緑色の線が昭和55年ですので、この中で一番古い数字でございます。こうしますと、高齢者の方につきましては、だんだんと自殺率が下がってきているという状況が見受けられます。一方、若い世代を見ていただきますと、平成21年の新しい数字が上に来ている。近年若年者の自殺率が高まっているということが危惧されているところでございます。

41ページにその辺のコメントもちょっと書いているんですけども、一番下の行のところにつきまして、高齢者につきましては高齢者を中心とする社会保障制度が成熟した中で高齢者人口がそのままが増加したこと、しかしながら、終身雇用制度は崩れ、雇用の流動化が進む中、非正規雇用が増加するなど、若い世代を支えるセーフティーネットが脆弱になっている可能性があることなどが背景として考えられるといった指摘もしたようなところでございます。

あと、金先生以外、さまざま民間団体の取り組み等についてコラムを幾つか紹介しておりますので、是非御参照していただければと思っております。

次回の会議につきましては7月中にセットしたいと思いますが、早急に日程調整いたしまして、また御連絡したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○樋口座長 それでは、少し早目でございますが、本日の会議はこれで終了いたしたいと思っております。

なお、いつものことでございますが、更に本日の議題に関して御意見等がございましたら、事務局の方に来週の木曜日、6月23日までにメモの提出をお願いしたいと思います。

本日いただきました御意見につきましては、次回の会議で他の御意見と合わせて事務局の方でまとめさせていただき、整理していただくことにいたします。

それでは、これを持ちまして第12回「自殺対策推進会議」を終了させていただきます。どうもお疲れ様でございました。